

(介護予防) 短期入所生活介護

I 概 要

- 短期入所生活介護・・・居宅の要介護者を施設に短期間入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うもの
- 介護予防短期入所生活介護・・・居宅の要支援者を、施設に短期間入所させ、その介護予防を目的として、居宅要支援者ごとに定める介護予防サービス計画において定めた期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うもの
- 短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護は、同一の事業所において一体的に運営することができます。
- 共生型（介護予防）短期入所生活介護
 - ・・・次の障害福祉サービスを既に実施している事業者が（介護予防）短期入所生活介護事業の指定を受ける場合には、指定の特例が設けられています。
 - ①指定短期入所

II 指 定 基 準

1 人 員 基 準

区 分	単独事業所	併設事業所	特別養護老人ホームの空床利用
従業者			
医師	・1人以上	・同左	特別養護老人ホームとして必要数が確保されていること。
生活相談員	・常勤換算、利用者数に対し100：1以上 ・うち1人以上は常勤	・同左 ・利用定員20人未満の場合はいずれも常勤は不要	
介護職員又は看護職員	・常勤換算、利用者数に対し3：1以上 ・介護職員又は看護職員のうち1人以上は常勤 ・看護職員を配置しない場合でも、必要がある場合には、密接な連携により看護職員を確保すること。		
栄養士	・1人以上	・同左	
機能訓練指導員	・訓練を行う能力を有すると認められる者を1人以上（兼務可）	・同左	

調理員 その他従業者	・実情に応じた適当数	
管理者	・常勤、原則として専従	

《留意事項》

【併設事業所】

- 併設事業所とは、次のいずれにも該当する場合をいいます。
 - 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設又は特定施設に併設していること。
 - 本体施設の事業に支障がない場合で、かつ、夜間における介護体制を含めて指定短期入所生活介護を提供できること。
- 医師、栄養士及び機能訓練指導員については、併設本体施設に配置されている場合であって、当該施設の事業に支障を来さない場合は兼務させて差し支えありません。
- 生活相談員、介護職員及び看護職員の必要数の算出については、併設本体施設の入所者数と短期入所生活介護事業所の利用者数を合算した数を基に、常勤換算方法により算出します。
例えば、入所者数 50 人、利用者数 20 人の場合の介護・看護職員の必要数は、
(入所者数 50 人＋利用者数 20 人) ÷ 3＝必要数 24 人(端数切り上げ) となります。
- 看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所併設する特別養護老人ホーム等）との密接な連携により看護職員を確保すること。

【生活相談員】

生活相談員の資格等要件

資格等要件	備考
① 大学等において、大臣が指定する社会福祉に関する科目を修了した者	「社会福祉主事の資格に関する科目指定（S25 告示 226）」を参照
② 大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者	「社会福祉主事養成機関等指定規則（H12 省令 53）」を参照
③ 大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者	※実際には行われていない
④ ①～③と同等以上の能力を有すると認められる以下の者 ア 社会福祉士 イ 精神保健福祉士	
⑤ 社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であつて、その者の実績等から一般的に、入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者	ア 介護支援専門員 イ 介護福祉士 ウ 申請法人（事業者）が開設する社会福祉施設等で 3 年以上かつ 540 日以上介護業務に従事した実績があり、事業者が生活相談員の能力を有すると認める者 ※「社会福祉施設等」の範囲 ア 社会福祉法（S26 法律第 45）第 2 条による第 1 種社会福祉事業（社会福祉施設）及び第 2 種社会福祉事業に係る施設等 イ 病院、診療所、介護保険施設、有料老人ホーム

【栄養士】

- ・ 定員 40 人以下であって、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営が期待でき、利用者の処遇に支障がないときは、置かなくても構いません。
- ・ 「他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営が期待でき、利用者の処遇に支障がないとき」とは、次のいずれかにより、適切な栄養管理が行われる場合をいいます。
 - ① 隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務
 - ② 地域の栄養指導員（健康増進法第 19 条第 1 項に規定する栄養指導員）との連携

【機能訓練指導員】

- ・ 「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者の資格を有する者です。
*はり師及びきゅう師については、「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者」に限ります。
- ・ 利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練については、その（介護予防）短期入所生活介護事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えありません。

【管理者】

管理者は、管理業務に支障がない場合は、次の職務を兼務することができます。

- ① その（介護予防）短期入所生活介護事業所の従業者の職務
- ② 特に支障がない範囲内（同一敷地内、道路を隔てて隣接等）にある事業所等の管理者又は従業者の職務（併設される訪問系サービス事業所のサービス提供を行う従業者との兼務は、支障があると考えられますが、訪問系サービス事業所での勤務時間が極めて限られている場合など例外的に認められる場合もあります。）

【共生型短期入所生活介護】

共生型短期入所生活介護の人員基準は、次のとおりとなります。

- ①従業者
共生型短期入所生活介護の利用者の数を含めて当該障害福祉サービス事業所の利用者数とした場合に、当該障害福祉サービス事業所として必要とされる数以上
- ②管理者
共生型短期入所生活介護事業所の管理者と障害福祉サービス事業所の管理者の兼務可

【常勤換算】

その事業所の従業者の勤務延時間数を「常勤従業者の勤務すべき時間数」で除して、常勤従業者の員数に換算することをいいます。

【利用者数】

前年度の平均値を用います。ただし、新たに事業を開始した場合は推定数を用います。

【常勤】

- ・ 勤務時間数が事業所で定められている「常勤従業者の勤務時間（週 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本）」に達していることをいいます。ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（S47 法律 113）に規定する措置（母性健康管理措置）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（H3 法律 76）に基づく所定労働時間の短縮措置の対象者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間を 30 時間として取

り扱うことができます。

- ・同一事業所による併設事業所で、同時並行的に行われることが差し支えない職務に従事する場合については、それぞれの職務の勤務時間の合計が「常勤従業者の勤務時間」に達していれば常勤とみなされます。

【専従】

その事業所における勤務時間帯を通じてその職務以外の職務に従事しないことをいい、常勤・非常勤の別は問いません。

2 設備基準

◇ 短期入所生活介護（従来型）

区 分	単独事業所	併設事業所	特別養護老人ホームの空床利用
利用定員	・定員 20 以上	・定員 20 未満可	—
建物	<ul style="list-style-type: none"> ・耐火建築物であること。 ・利用者の日常生活に充てられる場所(居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室を 2 階以上及び地階のいずれにも設けていない場合は、準耐火建築物でよい。 		
設備・備品	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的運営が可能であり、利用者の処遇上支障がない場合は、他の社会福祉施設等の設備を利用可(居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除く。) 	・同左	特別養護老人ホームとして必要設備が確保されていること。
居室	<ul style="list-style-type: none"> ・居室定員 4 人以下 ・1 人当たり床面積 10.65 m²以上 ・日照、採光、換気など保健衛生、防災等について十分考慮 		
食堂及び機能訓練室	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれ必要な広さ ・合計面積 1 人 3 m²以上 ・支障がない場合は同一の場所でも可 	・同左 (本体と共用可)	
浴室、便所、洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者に適したもの 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室 		
構造	<ul style="list-style-type: none"> ・片廊下は 1.8m 以上、中廊下は 2.7m 以上 ・廊下、便所その他必要な場所に常夜灯設置 ・緩やかな傾斜の階段 ・消火設備等非常災害に際しての必要設備 ・居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が 2 階以上にある場合は傾斜路設置（エレベーターを設置する場合を除く。） 		

※共生型訪問介護の場合は、次の設備以外は障害福祉サービスにおいて必要な設備を満たしていれば足ります。

- ・居室・・・居室面積が、指定短期入所事業所の利用者（障害者及び障害児）の数と共生型（介護予防）短期入所生活介護の利用者（要介護者及び要支援者）の数の合計に対して 1 人当たり 9.9 m²以上

《留意事項》

【調理室】

調理室には、食器、調理器具等の消毒設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫・防鼠設備を設けなければなりません。

【汚物処理室】

汚物処理室は、他の設備と区別された一定のスペースを有すれば足ります。

【廊下】

- 1 廊下の幅は、利用者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出の確保を考慮したものです。
- 2 中廊下とは、廊下の両側に居室、静養室等日常生活に直接使用する設備のある廊下をいいます。

【傾斜路】

傾斜路は、利用者の歩行及び輸送車、車椅子等の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障がないようゆるやかな傾斜とし、表面は、粗面またはすべりにくい材料で仕上げなければなりません。

【その他】

- 1 便所等面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮しなければなりません。
- 2 焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合は、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設けなければなりません。

◇ ユニット型指定短期入所生活介護

区 分	単独事業所	併設事業所 (特別養護老人ホーム等)	特別養護老人ホームの空床利用
利用定員	・定員 20 以上	・定員 20 未満可	—
建物	<ul style="list-style-type: none"> ・耐火建築物であること。 ・利用者の日常生活に充てられる場所(居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室を 2 階以上及び地階のいずれにも設けていない場合は、準耐火建築物でよい。 		
設備・備品	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的運営が可能であり、利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、他の社会福祉施設等の設備を利用可(ユニットを除く。) 		特別養護老人ホームとして必要設備が確保されていること
ユニット	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニット定員 原則として 10 人以下とし、15 人を超えない 	・同左	
居室	<ul style="list-style-type: none"> ・居室定員 1 人 (必要と認められる場合は 2 人可) ・いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的の設置 ・1 人当たり床面積 10.65 m²以上 ・日照、採光、換気など保健衛生、防災等について十分考慮 	・同左	

	共同生活室	<ul style="list-style-type: none"> ・ いずれかのユニットに属し、当該ユニットの利用者が交流し共同で日常生活を営むのにふさわしい形状 ・ 床面積は 2 m²×ユニットの利用定員以上 ・ 必要な設備及び備品を備えること 	・ 同左
	洗面設備、便所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居室ごとに設置、又は共同生活室ごとに適当数設置 ・ 要介護者に適したもの 	・ 同左
	浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護者に適したもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同左 ・ 本体と共用可
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同左 ・ 本体と共用可
構造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 片廊下は 1.8m 以上、中廊下は 2.7m 以上 (廊下の一部の幅の拡張により、円滑な往来に支障がない場合は、片廊下は 1.5m 以上、中廊下は 1.8m 以上で差し支えない) ・ 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯設置 ・ 緩やかな傾斜の階段 ・ 消火設備等非常災害に際しての必要設備 ・ ユニット又は浴室が 2 階以上の場合は傾斜路設置 (エレベーターを設置する場合を除く) 		

《留意事項》

【ユニット】

- 1 ユニットの利用定員は、原則として 10 人以下ですが、これについての特例は次のとおりです。

特例のケース	ユニット定員
各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合	15 人以下
平成 15 年 4 月 1 日の時点で現に存する施設(建築中を含む)の場合	10 人以上、又は特例ケース 15 人超も可

- 2 利用者が、自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの利用者と交流したり、多数の利用者が集まったりすることのできる場所を設けることが望ましいです。
- 3 ユニットの、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うというユニットケアの特徴を踏まえたものでなければなりません。

【居室】

- 1 居室定員は 1 人ですが、夫婦で居室を利用する場合等、サービスの提供上必要と認められる場合は、2 人部屋とすることができます。
- 2 「共同生活室に近接して一体的の設置」とは、次のいずれかの場合をいいます。
 - a 共同生活室に隣接していること。
 - b 共同生活室に隣接していないが、a の居室に隣接していること。
 - c その他共同生活室に近接して一体的に設置されている場合(他の共同生活室の a,b に該当する居室を除く。)
- 3 居室の床面積は、

- a ユニット型個室
床面積は 10.65 m²以上(居室内に設置された洗面設備、便所がある場合、洗面設備の面積を含み、便所の面積を除く。)
- b ユニット型個室的多床室（旧：ユニット型準個室）（令和3年4月1日改正の経過措置）
 - ・令和3年4月1日に現に存する施設において、ユニットに属さない居室を改修してユニットが造られている場合（ユニット型準個室）で、床面積が 10.65 m²以上(居室内に設置された洗面設備等については、aと同じ)である場合。
 - ・令和3年4月1日に現に存する施設とは、基本的設備が完成しているものを含み、令和3年4月1日以降に増築・全体的改築された部分を除く。
 - ・改修の場合にもaの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類されます。
 - ・壁は家具等のような可動的のもので室内を区分しただけでは不可(可動でないもの、プライバシーの確保に適切な素材)
 - ・多床室を仕切った窓のない部屋は不可
 - ・居室への入口が複数の部屋で共同、カーテンでの仕切りは不可

【共同生活室】

- 1 「利用者が交流し共同で日常生活を営むのにふさわしい形状」とするには、次の2つの要件を満たさなければなりません。
 - a 他ユニットの利用者が当該共同生活室を通過することなく事業所内の他の場所に移動することができること。
 - b 当該ユニットの利用者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事をしたり談話等を楽しんだりできるための備品を備え、車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。
- 2 要介護者が食事をしたり、談話等を楽しんだりするのに適したテーブル、椅子等の備品、家事を行うことができるように簡単な流し、調理設備を設けることが望ましいです。

【洗面設備、便所】

洗面設備及び便所は、それぞれ居室ごとに設けることが望ましいですが、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えありません。

この場合、共同生活室内の一か所に集中するのではなく、二か所以上に分散して設けることが望ましいです。

居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えありません。

【浴室】

浴室は、居室のある階ごとに設置することが望ましいです。

【廊下】

- 1 廊下の幅の規制が緩和される「廊下の一部の幅の拡張により、円滑な往来に支障がない場合」とは、アルコーブを設けることなどにより、利用者、従業者等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定しています。
- 2 廊下の幅は、利用者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出の確保を考慮したものです。
- 3 中廊下とは、廊下の両側に居室、共同生活室等日常生活に直接使用する設備のある廊下をいいます。

【傾斜路】【調理室】【汚物処理室】【その他】

短期入所生活介護（従来型）に準じます。

3 運営基準

区 分	基 準
重要事項の説明	あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項説明書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。
提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒まないこと。
利 用 料 等	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定（介護予防）短期入所生活介護の利用料（介護報酬の1割～3割） 2 法定代理受領サービスに該当しない場合の利用料（介護報酬の10割相当） 3 利用者の選定により特別な居室（国等の負担、補助を受けた場合を除く）の提供に伴う費用 4 利用者の選定により特別な食事の提供に伴う費用 5 送迎費用（送迎加算の対象となる場合を除く） 6 食事の提供に要する費用 7 理美容代 8 その他日常生活費 9 滞在に要する費用
（介護予防）短期入所生活介護計画	<ol style="list-style-type: none"> 1 サービスの目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）短期入所生活介護計画を作成すること（居宅（介護予防）サービス計画の内容に沿って）。 2 （介護予防）短期入所生活介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。 3 （介護予防）短期入所生活介護計画は利用者に交付すること。 4 居宅（介護予防）サービス計画を作成している指定居宅介護（介護予防）支援事業者から（介護予防）短期入所生活介護計画の提供の求めがあった際には、協力するよう努めること。
緊急時の対応	利用者の病状が急変した場合等には、速やかに主治の医師又は協力医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じること。
協力医療機関	指定（介護予防）短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定めておくこと。
運 営 規 程	<p>事業所ごとに次に掲げる重要事項に関する規程を定めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務の内容 3 利用定員 4 ユニット数及びユニット定員（従来型除く） 5 指定（介護予防）短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 6 通常の送迎の実施地域 7 サービス利用に当たっての留意事項 8 緊急時等における対応方法 9 非常災害対策 10 虐待の防止のための措置に関する事項（*経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務） 11 その他運営に関する重要事項

定員の遵守	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害等のやむを得ない事情がない場合には、利用定員を超えて指定（介護予防）短期入所生活介護を提供しないこと。 2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護（介護予防）支援事業所の介護支援専門員等が、緊急に指定（介護予防）短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、利用定員を超えて、居室以外の静養室において指定（介護予防）短期入所生活介護を提供することが認められる。この場合、7日（利用者の家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）を限度とし、利用定員が40人未満の場合は1人、利用定員が40人以上の場合は2人まで認められる。（従来型のみ）
勤務体制の確保	<ol style="list-style-type: none"> 1 全ての従業者（看護師、介護福祉士等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。（新たに採用した従業者は、採用後1年間の猶予期間あり）（*経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務） 2 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の措置を講じること。 （従来型） 適切な指定（介護予防）短期入所生活介護を提供できるよう事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めること。 （ユニット型） 上記に加え、 <ol style="list-style-type: none"> 1 昼間はユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置 2 夜間及び深夜は、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置 3 ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置
業務継続計画の策定	<p>（*経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。 2 従業者に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。 3 定期的に業務継続計画の見直し、必要に応じた変更を行うこと。
衛生管理等	<p>施設内において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じること。（*経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用することができる。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をすること。 2 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること 3 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
虐待の防止	<p>虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じること（*経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用することができる。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をすること。 2 虐待防止のための指針を整備すること。 3 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。 4 上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

掲 示	事業所の見やすい場所に次に掲げる重要事項を掲示等すること。 1 運営規程の概要 2 従業員の勤務の体制 3 その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項
苦情処理体制	利用者及びその家族からの苦情受付窓口を設置し、苦情を処理するための体制及び手順等を定めること。
非常災害対策	1 事業所周辺の環境を踏まえて、かつ、地震、風水害、火災その他非常災害の種別に応じて、非常災害に対する具体的な計画を立てること。 2 非常災害時の関係機関への通報・連携体制、避難・誘導体制を整備すること 3 非常災害に対する計画、体制について、従業員へ定期的に周知すること 4 避難、救出等の訓練を定期的実施すること 5 訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めること 6 従業員を防災に関する研修に参加させる等従業員の防災教育に努めること 7 非常災害に備え食料、飲料水その他生活に必要な物資の備蓄に努めること
事故対応	事故が発生した場合には、市町村、その利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講ずること。
記録の整備	(介護予防)短期入所生活介護計画等利用者に対する指定(介護予防)短期入所生活介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存すること。

《留意事項》

【併設事業所】

- 1 ユニット型同士が併設する場合は、指定介護老人福祉施設のユニット数と短期入所生活介護事業所のユニット数を合算した上で、夜勤職員の配置数を算定します。
- 2 ユニット型とユニット型以外が併設されている場合は、利用者の処遇に支障がなく（災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる等）、夜勤職員1人あたりの指定介護老人福祉施設の入所者数と短期入所生活介護事業所の利用者数の合計が20人以下である場合には、指定介護老人福祉施設と短期入所生活介護事業所の夜勤職員の兼務が認められます。

4 その他

ここに記載した基準は、次の基準等から主な事項を抜粋したものです。介護保険法令のほか、これらの基準等を確認してください。

- ・ 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
(平成25年静岡県条例第25号)
- ・ 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則
(平成25年静岡県規則第9号)
- ・ 指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
(平成25年静岡県条例第28号)
- ・ 指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則
(平成25年静岡県規則第13号)

→<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/kaigoshidou-kijyunjyourei0328.html>

Ⅲ 介護給付費算定に係る基準等

◎ 短期入所生活介護費の算定構造

利用者が連続して 30 日を超えて指定短期入所生活介護を受けている場合においては、30 日を超える日以降に受けた指定短期入所生活介護については、短期入所生活介護費は、算定しません。

1 施設等の区分

区 分	短期入所生活介護		ユニット型 短期入所生活介護	
	単独型	併設型・空床型	単独型	併設型・空床型
1 施設区分	併設型に該当しない	①特別養護老人ホーム等に併設 ②特別養護老人ホームの空床利用	併設型に該当しない	①特別養護老人ホーム等に併設 ②特別養護老人ホームの空床利用
2 人員配置区分 (介護又は看護職員)	3:1 以上			

2 夜勤勤務条件の基準

基 準 型	入所者数及び(短期入所の)利用者合計に対する、 夜勤を行う介護又は看護職員の配置要件		
	利用者数	ア ICT 導入要件を 満たさない場合	イ ICT 導入要件を 満たす場合
	25 以下	1 人以上	1 人以上
	26 以上 60 以下	2 以上	常勤換算で 1.6 人以上 かつ常時 1 人以上
	61 以上 80 以下	3 人以上	常勤換算で 2.4 人以上 かつ常時 2 人以上
	81 以上 100 以下	4 人以上	常勤換算で 3.2 人以上 かつ常時 2 人以上
	101 以上	4 に 25 又は端数を増 すごと 1 人を追加し た数以上	常勤換算で 3.2 に 25 又は端 数を増すごと 0.8 人を追加 した数以上、 かつ常時 2 人以上
	ユニット型の場合、上表のアに加えて、 ・2 のユニットごとに夜勤を行う介護又は看護職員が 1 人以上 ・上表のイの場合は、2 ユニットごとに 1 人の配置に加えて、当該 2 ユニット において夜勤時間帯に勤務する別の従業者の 1 日の勤務時間数の合計を 16 で除して得た数が、入居者の合計数が 20 を超えて 2 又はその端数を増すご とに 0.1 以上となるように介護職員又は看護職員を配置するよう努める。		
減 算 型	基準の員数を満たしていない場合 (介護給付費は所定単位数の 97%)		

《留意事項》

【利用者数】

利用者数の算出は、前年度の平均値とします。(ただし、新規に指定を受ける場合は推定数)
この場合、「小数点第2位以下切り上げ」を「小数点以下切り上げ」とします。

【夜勤時間】

夜勤を行う時間帯は、午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、事業所において定めます。

【減算の要件】

夜勤時間帯に夜勤を行う職員数が、夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が

- 1 2日以上連続して発生した場合
- 2 4日以上発生した場合

【ICT導入要件】

- ・施設内の全床に見守り機器を導入していること。
- ・夜勤職員全員がインカム等のICTを使用していること。
- ・安全体制を確保していること。

(※) 見守り機器やICT導入後、上記の要件を少なくとも3か月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会において、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出ること。

3 減算

次の減算基準に該当する場合の介護給付費は、所定単位数の70%となります。

◇ 定員超過

所定単位数の減算基準			減算適用時期
単独型、併設型(空床利用除く)	月平均の利用者数が定員を超えた場合		翌月から解消月まで ※利用者全員
	市町村による措置により利用定員を超えたとき	利用定員40超の場合は、 利用定員+2を超えたとき	
利用定員40以下の場合は、 利用定員×105%を超えたとき			
併設型(空床利用)	月平均の利用者数及び入所者数の合計が定員を超えた場合		
	市町村による措置又は入院中の入所者の再入所が早まったことにより入所定員を超えたとき	利用定員40超の場合は、 利用定員+2を超えたとき	
利用定員40以下の場合は、 利用定員×105%を超えたとき			

《留意事項》

【利用者数】

利用者数は、1 月間(暦月)の利用者数の平均値を用い、次の方法により算出します。
当該月の利用者延数÷当該月の日数（小数点位以下切り上げ）

◇ 人員基準欠如

職種	所定単位数の減算基準	施設の区分	減算適用時期
介護・ 看護職員	員数の基準を満たしていない	単独型	①1 割を超えて減少 →翌月から解消月まで ②1 割の範囲内で減少→翌々 月から解消月まで (翌月末日までに基準を満た せば適用しない) ※入所者全員
	員数の基準を満たしていない	併設型	
	員数の基準 (3:1 以上) を満たし ていない	単独型 ユニット型	
	員数の基準 (3:1 以上) を満たし ていない	併設型 ユニット型	

4 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算については、算定を受けようとする月の前々月の末日までに介護職員（等特定）処遇改善加算届出書等の提出が必要です。

5 その他

これ以外の介護給付費の算定に関しては、

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）

を確認してください。

→ <https://www.mhlw.go.jp/hourei/index.html>